

協議事項(1) 新しい標準服の方向性について

前回の協議結果を整理し、標準服の方向性を決める。

1. 標準服の方向性について

【協議項目】

- ①標準服の方向性について

協議事項(2) 標準服デザイン作成事業者の選定について

事業者選定のための実施要領および審査会委員を決定する。

事業者決定までの流れ



- ①標準服の方向性や募集する条件等を示す実施要領を策定し、事業者を募集
また、選定をおこなう審査会委員を決定
- ②各事業者により自社の強みや、本市が求める標準服についての企画提案(プレゼンテーション)を実施
- ③審査会により企画提案の内容について、選定方法に基づき評価
- ④事業者を決定

1. 標準服デザイン作成事業者選考会(プレゼンテーション)実施要領について

【協議項目】

①実施要領の策定について

- | | | |
|--------------|-------------|---------|
| ・事業者と協力して行う事 | ・採用スケジュール | ・参加条件 |
| ・参加資格 | ・提出書類(提案事項) | ・選考会の方法 |
| ・選定方法 | ・評価項目 | |

2. 審査会委員について

■審査会委員(案)

地域、保護者…5名 教職員…4名 計9名

*評価の結果、最高得点となった事業者が複数ある場合は、審議会委員の投票を実施するため、審査委員は奇数とします。

【協議項目】

- ②審査会委員の構成について
- ③審査会委員の選出について

協議事項(3) 前回までの協議事項について

私服登校の協議についてまた、前回までの協議事項について協議をおこなう

1. 私服登校について
2. 標準服の移行期間等について